

## 2012度に向けた政策・制度要求と提言（重点政策）

### 【経済・産業政策】

1. 神奈川の重要な産業として、観光産業を推進するため、質の向上を図る支援として、サービスに対するコーチングなどのソフト面の支援・強化を行うこと。また、今後の事業発展に不可欠となることが想定される海外の観光客対策として、多言語による情報提供などを整備・推進すること。
2. 地域ビジネスとして、農山漁業の有する資源を活用した第6次産業化（第一次・第二次・第三次産業のベストミックス）への支援を行うこと。
3. 羽田空港国際化の効果を神奈川県域の活性化につなげるため、羽田側との連絡路等や、広域高速道路網との接続などの整備が必要不可欠であることから、県や当該の川崎市などが連携を強化し実現化を推進すること。
4. 新エネルギー対策として、住民、企業、行政のそれぞれが積極的に省エネルギー化を実施するとともに、自給（再生）可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、非食用バイオマス等）対策を推進するための指導を行うこと。また、県は、新たな施策として着手した「太陽光パネル」のビジョンを明らかにすること。

### 【雇用・労働政策】

5. 地域の雇用創出や活性化をはかるため、県内の行政・金融・公益・経済団体・労働団体で構成される「神奈川県緊急経済対策連絡協議会」の機能を強化し、総合的な指導・検討を行うこと。
6. 雇用の確保・創出に向けて、「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して創設した各事業について、地域の産業として根付き、神奈川県の良い質な雇用の場となるよう、成果を検証し、引き続き育成すること。
7. 雇用状況が厳しい中、特に中小企業・零細企業や非正規の労働者の福利厚生への補強・充実を図るため、地域福祉サービスセンターの連携・広域化に取り組むこと。具体的には、拠点として広域勤労者福祉サービスセンターの設置に向けて、県は中心的役割を担うこと。
8. メンタルヘルスを理由とした「うつ」による休職や退職、さらに「自殺」が改善されていないことから、企業に対して、メンタルヘルス教育や職場復帰プログラムなどのへの支援を行うこと。また、自治体での相談対応を行う専門カウンセラーの増員など対策の強化を図ること。

9. 第3次男女共同参画基本計画（2010.12.17）で示された15分野の具体的施策を、県のあらゆる施策に反映させるために推進体制の強化を図ること。また、市町村の推進体制の整備の充実や研修、情報提供などへの支援を行うこと。

### 【福祉・社会保障政策】

10. 福祉・社会保障の役割がますます重要となってきた現在、自治体は、福祉サービスの質の向上を図り、地域の特性に応じた相談体制やサービスの情報提供、利用支援、評価、苦情解決等の充実を図るため、利用者の意見集約や反映を行い、積極的な支援を行うことが求めていることから、以下の点について取り組むこと。

(1) がん対策として、有効な対策である「早期発見、早期治療」に向け、「検診受診率50%」の実現に引き続き取り組むこと。そのために、県民・市民が自らの問題として捉えるための意識啓発に向けたPR活動の強化や、検診の日時・費用負担などの環境整備を図ること。

(2) がんの在宅療養を可能とするために、地域医療機関とのネットワークづくりに向けて、取り組みの推進状況や、モデルケースを公開し拡大を図るなど、支援・指導を行うこと。

(3) 高齢社会の地域支援事業の中核として、地域包括支援センターの体制強化を図り、支援事業を確実に実施すること。また、実態に対応できる体制整備に向けては、自治体の努力とともに、国へ働きかけること。

(4) 認知症対策として、①認知症に対する専門的知識を有する者の育成を強化し、地域包括支援センターに配置するなど、医療と介護両面からの支援体制を確立すること、②「早期発見・早期治療」が必要なことから、i 認知症検診の促進に向けた広報・啓発活動を強化すること ii 認知症疾患医療センターを早急に整備すること。

11. 医療・介護サービスの基盤強化の観点から、医療・介護従事者の労働環境や処遇の改善を図り、人材の確保を行うこと。また、事業の質の向上を図る観点から、研修等の充実をさせるための助成や支援を行うこと。

12. 児童虐待対策として以下の取り組みを強化すること。

(1) 防止、早期発見、加害者を生じさせないための相談窓口などの環境づくりや、啓発活動を行うこと。

(2) 被害児童に対し、福祉・保健・医療、関係団体などと連携し支援策を講じること。

(3) 虐待児童の発見に向けた通告制度について周知活動を強化すること。

13. 多様な保育ニーズと地域的現状を勘案し、保育を必要とする子供が等しく入所できる状況となるまで、待機児童の解消と保育環境の充実に引き続き取り組むこと。

## 【社会インフラ政策】

14. 高齢者などの生活弱者が安心して暮らせるよう、病院、教育、医療、行政サービス、生活必需品の購入などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を推進すること。
15. まちづくりにあたっては、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象対策の観点も含めて、緑化や公園の整備を重視し、みどり豊かな都市づくりを行うこと。
16. 既存の公的賃貸住宅の整備・活用を行い、不足しがちな家族向け、高齢者、障がい者などが安心して暮らし続ける住宅や、失職者などの住宅困窮者についても福祉施策との連携をはかった住宅など、住宅政策の拡充を行うこと。
17. 鉄道（地下鉄）、バスなど公共交通機関を軸とした交通体系の整備を行うこと。
  - (1) 地域生活の基盤となるバス路線は残すこと。
  - (2) 満員時におけるホームからのあふれ対策など、鉄道施設内の安全対策を強化すること。
18. 違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化するとともに、利用者のマナー教育を徹底すること。

## 【環境・新エネルギー政策】

19. 県民・市民の低炭素社会実現に向けた意識啓発活動の強化を行い、ライフスタイルの転換時代を迎えての「きっかけ」づくりを行うこと。また、エコボを活用した使用エネルギーの「見える化」で、生活スタイルの見直しや意識改革の強化を推進させること。
20. 環境への負荷が少ないクリーンエネルギー車（電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、ハイブリッド車）普及のための各種施策を継続して行うこと。また、省電力施策との関係も含め、EV充電器などのインフラ整備計画にどう取り組むかその計画を明らかにすること。
21. 各企業における、高い生産効率から生まれた、製造から廃棄・再利用までの環境負荷事業を評価する仕組みを整えること。また、優秀なトータルの高効率生産モデルとして開発途上国などに輸出するシステムを検討すること。
22. 神奈川県の水源確保のため、県外上流域の水源保全対策として、隣接県を含んだ河川流域全体で推進できる広域連携体制を構築すること。
23. 家庭用機器における省電力電球（LEDなど）への転換を推進するため、買い換え時の購入助成策を検討すること。

24. 安全な食料品供給のため、食品衛生業務を拡充し、製造・流通等への監視を強化すること。また、食肉の安全性確保に関しては、検査体制の確立を国に働きかけるとともに、消費者に対する正確な情報の提供を行うこと。

### 【教育・平和・人権政策】

25. 子どもと教職員の対面性を補強する観点から、30人以下学級など学級編成基準・教職員配置基準の改善を行うこと。基礎学力の向上など新たな課題解決を可能とする観点からも、児童・生徒の減少期を活かした小規模学習実現に向けた県(市)独自の施策を拡大するとともに、自治体独自に学級定員・教職員定数の弾力化が図れるよう国に対し財源の保障を働きかけること。
26. 公立中学校卒業予定者（現中学3年生）の全日制進学希望に応えられる公立高校全日制入学定員の策定を行うこと。
27. 相模原補給廠、キャンプ座間、池子住宅地など神奈川県内の米軍施設の一部返還・再利用および共同使用化にあたっては、地元自治体のニーズに添った有効活用ができるよう国に対して柔軟な対応を求め前進を図ること。具体的には一定規模以上の跡地利用については、国の財政負担を含めた整備が欠かせない実態を踏まえ、特段の配慮をすることを含め国に働きかけること。これに関して、跡地利用計画はできる限り雇用創出に結びつくよう、当該自治体との意見調整を図ること。
28. 東日本大震災以降の様々な情報混乱を踏まえ、横須賀における原子力空母の安全確認体制を白紙から見直すよう、国に働きかけること。  
同地域における突発的かつ大規模な雇用喪失に備えて、軍転法を踏まえた具体策を検討すること。
29. 県の人権指針の見直しを図り、人権宣言や人権条例の制定を行うなど、人権政策の強化を行うこと。また未着手自治体に対しては人権指針の策定を働きかけること。

### 【行財政政策】

30. 厳しい財政状況が続くことを踏まえ、自治体予算の編成にあたっては、事業別予算方式を徹底し、必要な分野への重点配分や必要度の薄らいだ事業の削減について徹底すること。
31. 現在、政府において検討中の、国家公務員の自律的労使関係の導入に係わる「国家公務員制度改革関連法案」については、早期成立を国に働きかけること。また、「地方公務員法」についても、遅れることなく改正がなされるよう、国に積極的に働きかけること。
32. 県・各自治体の選挙管理委員会は、投票率向上のため、期日前投票などの投票所を、利便性が高く投票しやすい場所に設置すること。

33. 民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを実現すること。
- (1) 現在条例化を検討している自治体については、その成立に向けたプログラムを明らかにすること。
  - (2) 公契約条例が制定された自治体については、条例の主旨に沿い、適正に契約を履行すること。

## 【「災害復興・再生」 & 「神奈川県防災対策の見直し・強化」】

### 【県内の防災対策の見直し・強化政策】

#### 1. 防災計画

地震対策として、東海地震などの発生予測を踏まえ、防災計画の見直しを早急に行い、その結果を公表すること。見直しにあたっては、県と市町村はともに協力・連携し、県全域の対策を作成すること。

#### 2. 情報提供対策

県を始め各自治体は、県民・市民が安心・安全に行動できるよう、災害発生時の情報提供体制を構築・強化すること。

- (1) 県内・首都圏・広域の交通機関の運行状況や、道路状況に関する情報を県（県警）が一元的に集約し提供するシステムを構築すること。
- (2) 徒歩帰宅者や滞留者への支援（待機・給水・トイレ場所等）場所の情報提供体制を強化すること。

#### 3. 湾岸対策

県民および県民生活の安全の確保の観点から、次の点の強化を行うこと。

- (1) 石油化学・電力・製鉄を始め、各種製造業等に工業施設が立地する京浜臨海部・根岸臨海地区・久里浜地区における想定する地震・津波などの規模の調査研究を行い、その結果や見直し・対策を公表すること。
- (2) 県西部地域等については、平らな地形であることから、想定している津波規模について調査検討し、該当する居住者への情報提供を行うこと。

#### 4. 衛生・保健対策

県民・市民の健康維持の観点から、該当する施設（上下水道施設・し尿処理施設・廃棄物処理施設、等）について、耐震の見直しを行い、必要な補強を行うこと。

#### 5. 災害弱者対策

子どもや高齢者、障がい者の安全確保の観点から以下の点について強化を図ること。

- (1) 避難などの移動が必要な場合の、情報提供と速やかな行動への補助体制を確立すること。
- (2) 在校時の児童・生徒の避難体制と、親との情報伝達の方法について再構築し、子どもが孤立することのない体制とすること。

### **【被災地・被災者への復興・再生支援政策】**

1. 神奈川県内への避難者への支援
  - (1) 避難場所の提供と、安心・安全な避難所環境の整備を行うこと。
  - (2) 神奈川県内での生活の安心や安定への支援とともに、被災地の情報提供のツールを確立すること。具体的には、被災地自治体等と神奈川内自治体とのネットワークを構築し、避難者がいつでもふるさとの情報（就職・住居、等）を得られる環境をつくること。
  - (3) 神奈川県での定住を選択した避難者については、就職支援や生活支援としてのワン・ストップ・サービスなどによる相談体制を構築すること。
  - (4) 被災地からの転入児童・生徒に対する経済的・精神的支援を充実させること。
2. 被災地へのボランティア派遣支援  
長期化が想定されることから、神奈川県民が、ボランティアを希望する際の窓口体制を強化すること。（被災地事務所との連絡役）
3. 生産活動支援  
被災地の産業製品や農水産物の販路の拡充を行うこと。

### **【直面する課題へ対応する政策】**

1. 直接の被害や計画停電および節電、サプライチェーンの混乱などで経営が困難となっている企業、特に中小・零細企業への対策強化として、特別融資の拡大などを実施すること。また申請受付期間や返済期間については、十分な期間を設定すること。
2. 放射能や風評被害の影響による観光産業や農水産作物の被害については、生産者等の生活支援や、地域産業の継続性を視野に入れた支援を行うこと。